

花巻市公立保育園再編 第1期実施計画

1 趣旨

花巻市公立保育園再編指針に基づき、再編を着実に実施するための計画として、第1期実施計画を定める。第1期においては、民営化の方法により公立保育園の再編に取り組むものとする。

2 計画期間

第1期実施計画の期間は平成27年度から平成29年度までの3年間とする。

3 対象施設の基本要件

民営化後において安定した運営が可能であることを考慮し、下記要件を基本として判断する。

- (1) 入所率が高く将来においても一定の入所率が見込まれること。
- (2) 園児の安定的確保が見込まれる地域に立地していること。

4 民営化の対象とする施設及びその理由

- (1) 日居城野保育園（定員60名 松園町365-13）

理由：市の中心部に位置し、H28年3月で66名、110%の入所率となっており、今後とも安定して入所希望者が見込まれること。

- (2) 南城保育園（定員60名 桜町四丁目230）

理由：市の中心部に位置し、H28年3月で70名、116%の入所率となっており、今後とも安定して入所希望者が見込まれること。

- (3) 湯本保育園（定員45名 湯本3-59）

理由：工業団地への通勤ルートに近く保護者が子どもを預けやすいため、H28年3月で45名、100%の入所率となっており、今後とも安定して入所希望者が見込めること。

5 運営主体

運営主体については、花巻市内で現に保育園または幼稚園の3年以上良好な運営実績を有する社会福祉法人、学校法人を対象に移管することとする。

保育園の運営主体は平成12年から国の規制が緩和され、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されていた運営主体が株式会社、学校法人、NPO等にも認められるようになったところである。しかしながら、市の財産を無償譲渡することや、法人の設立目的、移管後における円滑な保育の実施を図ること等を踏まえ、当市の保育、幼児教育事情に精通した社会福祉法人、学校法人とするものである。

6 民営化の形態

保育園の設置形態としては、国・県の補助金が活用でき、柔軟な事業運営を行うことが可能なことから「民設民営」方式とする。

- (1) 土地は、5年間無償貸付とする。無償貸付期間経過後については、期間満了前に市と協議のうえ、期間を更新することができるものとする。
- (2) 建物（設備・備品付帯工作物含み）については、原則無償譲渡とする。

- (3) 保育園として引き続き運営することが建物譲渡の基本的な要件であり、土地・建物とも保育園としての利用に限るものとする。

なお、保育園の敷地を無償で貸与することについては、「花巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成 18 年条例第 50 号）」第 4 条により、無償貸付ができる場合として、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときと規定されている。社会福祉法人、学校法人は公共的団体であり、保育園の運営は公共用と認められることから無償貸付とするものである。

また、建物の無償譲渡に関しては、国庫補助金等をうけて建設した施設を譲渡・貸与するにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」第 22 条で制限があり、国で定める財産処分制限期間（木造の場合 22 年間）を超えている場合は補助金等の国庫納付（補助金返還）の条件は付されないが、財産処分制限期間内であっても、経過年数（補助の目的のために事業を実施した年数）が 10 年以上である施設又は設備について無償で譲渡・貸与する場合は、国庫納付の条件は付されないこととなっていることから、本実施計画において民営化の対象とする保育園についてはいずれも無償で譲渡することとするものである。

7 正規職員の処遇

公立保育園に勤務している正規職員に関しては、対象保育園に勤務している職員を他の保育園等に配置換えすることなどにより、専門性を活かすこととする。

8 運営の条件

保育園の運営主体には、次の条件を付すこととする。

(1) 関係法令等の遵守

「児童福祉法」、「子ども・子育て支援法」や「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の関係諸法令を遵守すること。

(2) 保育時間と休園日

①通常保育時間は、おおむね午前 7 時から午後 6 時までとすること。

②休園日は、日曜日、国民の祝日の関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日、30 日、31 日とすること。

(3) 園の名称

園の名称については、漢字・ひらがな等を問わず、対象保育園の名称を園名の一部または全部に使用すること。

(4) 定員及び受入れ年齢

①移管前の定員を下回らないこと。定員を決定・変更する際には、市と事前に協議すること。

②乳児から 5 歳児までを受け入れること。乳児の受入れについては、積極的に行うこと。

(5) 職員配置

①園長は、児童福祉、幼児教育に熱意のある者とする。

②保育士のうち最低 1 名は、10 年以上の保育経験を有する者とするほか、5 年以上の保育経験を有する者についても複数配置すること。

③乳児保育を行うにあたっては、看護師等を配置し、乳幼児の健康管理に努めること。

- ④栄養士を配置することとし、乳幼児の栄養管理や食育を進めること。
- ⑤食数に応じて必要な調理員を配置すること。
- (6) 保育内容の継承
保護者の意見・要望等を取り入れながら、対象保育園の保育内容の継承に努めること。
- (7) 特別保育事業
 - ①延長保育は、最低限午後7時まで実施すること。
 - ②一時保育、病児病後児保育等の実施に関しては、市と協議を行うこと。
 - ③集団保育が可能な障がいのある子どもの受け入れに努めること。
- (8) 行事
 - ①移管前の年間行事を継承するよう努め、その他の行事の実施については、原則として保護者の同意を得て行うこと。
 - ②地域活動事業として、地域の子育てを支援するための育児相談等を行うこと。
- (9) 給食・保健衛生
 - ①給食は、自園調理方式を採用すること。
 - ②給食の提供にあたっては、児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画に基づき、児童の体調や食物アレルギーに対する除去食等の実施など個別事情に十分配慮すること。
 - ③「食育基本法」や「保育園における食育に関する指針」に基づいて各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。また、献立の指示や展示食を実施するなど児童・保護者に対する栄養指導に努めること。
 - ④給食施設・設備をはじめ、施設の衛生管理、児童・職員の健康管理を徹底すること。
 - ⑤園児に対しては、年2回以上の健康診断及び歯科検診等を必ず実施するとともに、嘱託医等との連携を十分図ること。
- (10) 費用の徴収
園児に配布する絵本等の教材費、園外活動にかかる実費、延長保育料、特別保育の利用料その他市が認める実費徴収金以外の負担金を保護者に求めないこと。
ただし、保育サービスの対価として必要と判断する場合は、保護者とよく協議し、理解を得てから実施すること。
- (11) 職員研修
職員の資質向上のため、職員研修計画を作成し、積極的に研修等に参加させること。
- (12) 保護者との連携
保護者との懇談を適宜開催し保護者の意向を把握するとともに、保護者の要望に対しては誠意をもって対応すること。
また、苦情解決の仕組み（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）を整備すること。
- (13) 地域との連携
地域全体で子育てをするという観点から、地域に開かれた園運営に努めること。
- (14) 運営計画の策定
民営化実施後の保育所の運営について、保育所の運営方針や保育課程、施設管理や運営体制、収支計画などを運営計画として策定し、民営化後3年間は市に提出すること。

(15) 対象保育園の非常勤職員の雇用について

対象保育園に勤務する非常勤職員で、移管先法人での就労を希望するものについては、できるだけだけの採用を行うこと。

9 移管先法人の公募

移管先の法人は、公募により選定することとし、公募の要件は「花巻市内で現に保育園または幼稚園の3年以上良好な運営実績を有する社会福祉法人、学校法人」とする。

10 移管先法人の選定

(1) 選定委員会

①応募提案を審査選定するため選定委員会を設置する。

②選定委員は、学識経験者、対象保育園の保護者代表等から構成する。

(2) 選定要領

選定要領は、選定委員会で協議して定める。

(3) 決定

選定委員会は選定の結果を市に報告し、市は選定委員会の報告を受けて、運営する法人を判断し決定する。

11 引き継ぎ

(1) 移管計画の策定

移管先法人は移管までの準備期間において、移管先法人の引き継ぎ体制や保護者の理解等、移管されるまでに十分な準備ができるよう移管計画を立てることとする。

(2) 引き継ぎの進行管理等

市は、円滑に移管が行われるよう、移管計画に基づき進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には、必要な改善にかかる助言を行う。

また、引き継ぎ保育期間において、市は研修や職員配置について必要な支援を行う。

(3) 引き継ぎ保育の実施

移管の際には、保育士等の職員が入れ替わること等から、子どもたちや保護者が新しい保育士と早く信頼関係が築けるよう、移管のための準備期間中に市職員と移管先法人職員が合同で保育に当たる期間を設ける。移管の期間中に子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引き継ぎを行う。引き継ぎ保育の期間は6ヶ月を目安とするが、その具体的な日程等については、対象保育園の状況を踏まえ、保護者・移管先法人・市で協議のうえ定める。

(4) 保護者・移管先法人・市の三者による協議の場の設置

円滑な引き継ぎを行うためには、保護者・移管先法人・市の信頼関係が大切なことから、移管先法人の決定後、速やかに三者による協議の場を設ける。

また、移管先法人職員と市立保育園職員の両者が円滑な移行に向けた意識づくりを行うため、互いに交流する機会を設ける。

12 移管後の市の関与

(1) 移管後における市の支援

移管先法人の質の維持・向上のため、市は他の法人立保育園と同様に補助金や研修の面で支援する。

(2) 移管後の保育内容の確認等

移管後においても必要に応じて市職員の訪問指導を行い、円滑な引き継ぎに努める。

また、引き続き一定期間、保護者・移管先法人・市の三者において定期的な協議の場を設け、保育内容を逐次確認するとともに、移管に関する問題が生じた場合には、必要な改善方法を協議する。

1.3 計画期間中のスケジュール

[平成 27 年度]

8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
●再編指針法人説明		●再編指針法人説明 ●再編指針 保護者代表説明			●パブリックコメント	●再編指針 職員説明	●再編指針策定 ●第 1 期実施計 画策定

(主な内容)・花巻市公立保育園再編指針の策定 (計画期間 H27～H31)

・花巻市公立保育園再編 第 1 期実施計画の策定 (計画期間 H27～H29)

[平成 28 年度]

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	～3 月
●公立園園長会議、 職員説明 (随時) ●保護者説明 (随時)	●法人公募説明			●法人決定		●引き継ぎ保育実施	
●選定委員会立上 ●選定委員会 (選定要領等検討)		●法人公募	●選定委員会 (法人選定)	●保護者・法人・市での協議 (定期 / 随時)			

(主な内容)・民営化の移管先法人の公募・決定

・引き継ぎ保育の実施

[平成 29 年度]

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	～3 月
●民営化実施							●第 2 期実施 計画策定
●保護者・法人・市による民営化の検証							●第 2 期 実施計画の策定

(主な内容)

- ・民営化の実施
- ・保護者、移管先法人、市による民営化の検証
- ・第 2 期実施計画の策定